

お 知 ら せ

平成 21 年 4 月 14 日
国土交通省自動車交通局

使用されている車両（登録番号：〇〇88 さ****、車台番号：LN106#####、有効期間の満了する日：平成###年##月##日）は、株式会社グローバル*がトヨタ・ハイラックスをベースとしてキャンピング車に改造し販売した車両であり、同社が行った後輪の複輪化によりアクスルシャフトの安全性に問題があることが判明しました。*株式会社グローバル（本社：愛知県豊橋市浜道町百々池 24-2、代表取締役：柴田 博、電話番号：0532-46-7823）

本件については、その原因が株式会社グローバルの改造にあり、本来、同社の責任において改修すべきであるため、国土交通省としては、道路運送車両法に基づきリコールを勧告したところですが、引き続き、法に照らしリコール命令を行うなど厳正に対処していくこととしています。

一方、本件車両は、最悪の場合、走行中に車輪が脱落するおそれがある危険な状態にあり、本件車両の使用者や歩行者等の第三者にも危害を及ぼすおそれがあります。この車輪脱落による事故を未然に防止するため、速やかに車両を改修する必要があることから、この点について十分ご理解をいただき、以下の事項についてご協力をお願い致します。

- ① 必要な改修を行うまでは、車両を使用しないで下さい。
- ② トヨタ自動車(株)がハイラックス用の補修部品として現在販売しているアクスルシャフトに交換することにより、引き続き使用することができます。アクスルシャフト交換（有償）を希望する場合は、ディーラー又は整備事業者にご相談して下さい。また、補修部品についてはトヨタ自動車(株)のお客様相談センター（電話番号：0800-700-7700）にお問い合わせをお願いします。
- ③ 本年6月1日以降は、アクスルシャフトを交換していない車両については検査で不合格となるとともに、道路運送車両法の規定に基づき必要な改修を命ずる対象となりますのでご理解をお願いします。

なお、アクスルシャフトの交換を完了した（又は既に完了している）場合は、大変お手数をおかけしますが、「実施年月日」、「実施者（整備事業者名）」について国土交通省までご連絡をお願い致します。

（問い合わせ先）

国土交通省自動車交通局技術安全部

審査課リコール対策室：03-5253-8111 内線 42352（受付時間 9:30～18:15）

トヨタ自動車(株)（補修部品の問い合わせ）

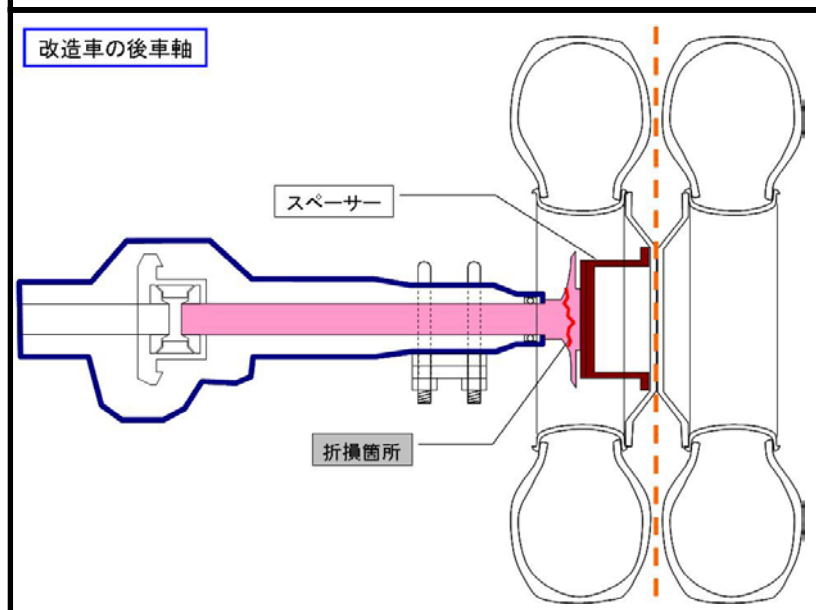
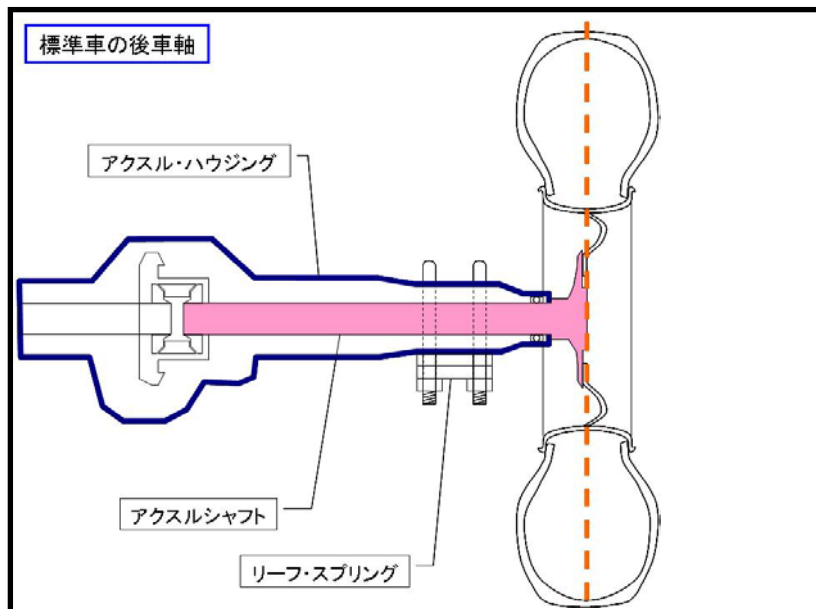
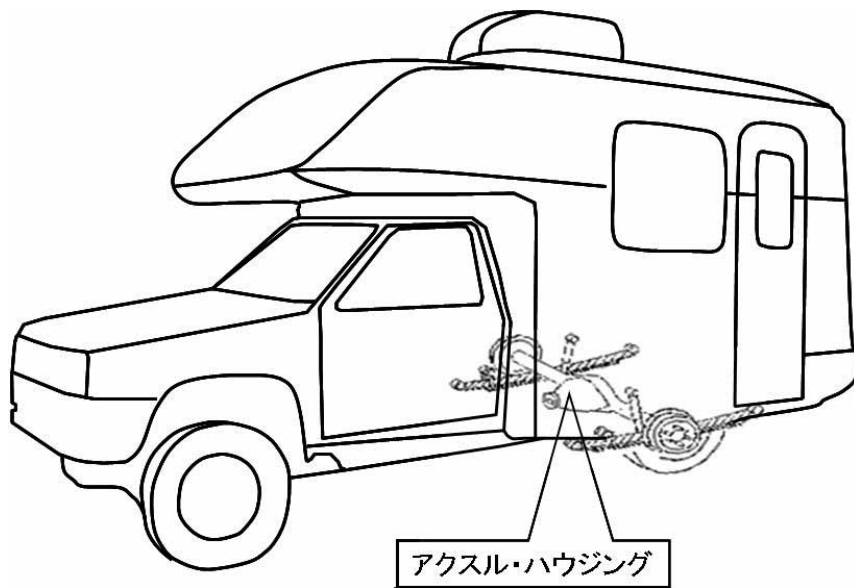
お客様相談センター：0800-700-7700（受付時間 9:00～18:00）

2. 改造車の概要



主な諸元(例)

車両諸元		標準車	改造車
車名		トヨタ	←
型式		S-LN106	S-LN106改
種別・用途		小型・貨物	普通・特種
車体の形状		ボンネット	キャンピング車
原動機の型式(総排気量cc)		3L(2,779cc)	←
長さ(mm)		4,690	5,840
幅(mm)		1,690	2,110
高さ(mm)		1,750	3,000
軸距(mm)		2,840	←
空車時軸重 (kg)	前軸	940	960
	後軸	580	1,700
車両重量(kg)		1,520	2,660
乗車定員		2	6
最大積載量(kg)		750	—



(別紙)

国自審第1958号

平成21年3月27日

株式会社グローバル

代表取締役 柴田 博 殿

国土交通大臣

金子 一 義

改 善 措 置 勧 告 書

貴社が改造し販売した自動車について、その装置が道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しておらず、その原因が設計にあると認められるので、道路運送車両法第63条の2第1項の規定に基づき、保安基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう下記のとおり勧告する。

本勧告に基づく改善措置の具体的内容については、平成21年4月13日までに報告されたい。

なお、その改善結果が適正でないと認められるときは、更に必要な措置をとることがあることを付言する。

記

1. 勧告の対象となる自動車の範囲

貴社がトヨタ・ハイラックス・S-LN106及びKB-LN106の後輪を単輪から複輪に改造した全キャンピング車

なお、当省が把握している自動車は少なくとも以下の自動車

車名、通称名及び車体の形状：トヨタ ハイラックス キャンピング車

型式及び車台番号：

番 号	型 式	車 台 番 号
1	S-LN106 改	LN1060063590
2	S-LN106 改	LN1060077841
3	S-LN106 改	LN1060102387
4	S-LN106 改	LN1060094887
5	S-LN106 改	LN1060100669

6	S-LN106	改	LN1060034435
7	S-LN106	改	LN1060084385
8	S-LN106	改	LN1060043967
9	S-LN106	改	LN1060013747
10	S-LN106	改	LN1060020123
11	S-LN106	改	LN1060090446
12	S-LN106	改	LN106-0090362
13	S-LN106	改	LN1060017115
14	S-LN106	改	LN1060087464
15	S-LN106	改	LN1060052895
16	S-LN106	改	LN1060084365
17	S-LN106	改	LN1060055488
18	S-LN106	改	LN1060090385
19	S-LN106	改	LN1060005730
20	S-LN106	改	LN1060102299
21	S-LN106	改	LN1060103777
22	S-LN106	改	LN1060087470
23	S-LN106	改	LN1060099961
24	S-LN106	改	LN1060001173
25	S-LN106	改	LN1060036356
26	S-LN106	改	LN1060077112
27	S-LN106	改	LN1060081210
28	S-LN106	改	LN1060103715
29	S-LN106	改	LN1060005039
30	S-LN106	改	LN1060081082
31	S-LN106	改	LN1060059572
32	S-LN106	改	LN1060094947
33	S-LN106	改	LN1060049799
34	S-LN106	改	LN1060063631
35	S-LN106	改	LN1060073885
36	S-LN106	改	LN1060081132
37	S-LN106	改	LN1060090405
38	S-LN106	改	LN1060087459
39	S-LN106	改	LN1060055521
40	S-LN106	改	LN1060097207
41	S-LN106	改	LN1060097150
42	S-LN106	改	LN1060079994
43	S-LN106	改	LN1060087552
44	S-LN106	改	LN1060097188
45	S-LN106	改	LN1060021938

46	S-LN106	改	LN1060034480
47	S-LN106	改	LN1060059655
48	S-LN106	改	LN1060073925
49	S-LN106	改	LN1060073997
50	S-LN106	改	LN1060087492
51	S-LN106	改	LN1060079947
52	S-LN106	改	LN1060079909
53	S-LN106	改	LN1060079969
54	S-LN106	改	LN106-0081050
55	S-LN106	改	LN1060103690
56	S-LN106	改	LN1060099963
57	S-LN106	改	LN1060077711
58	S-LN106	改	LN1060094877
59	S-LN106	改	LN1060094765
60	S-LN106	改	LN1060090425
61	S-LN106	改	LN1060102357
62	S-LN106	改	LN1060095704
63	S-LN106	改	LN1060084632
64	S-LN106		LN1060100633
65	S-LN106	改	LN1060077739
66	S-LN106	改	LN1060097798
67	S-LN106	改	LN106-0043885
68	S-LN106	改	LN1060071867
69	S-LN106	改	LN1060052894
70	S-LN106	改	LN1060063575
71	S-LN106	改	LN1060049660
72	S-LN106	改	LN1060049612
73	S-LN106	改	LN1060063657
74	S-LN106	改	LN1060071987
75	S-LN106	改	LN1060073876
76	S-LN106	改	LN1060073943
77	KB-LN106	改	LN1060106808
78	KB-LN106	改	LN1060106862
79	KB-LN106	改	LN1060106873
80	KB-LN106		LN1060126111
81	KB-LN106		LN1060133897
82	KB-LN106		LN1060133905
83	KB-LN106		LN1060133962

2. 保安基準に適合していないと認められる装置及びその原因

走行装置において、後輪を単輪から複輪に改造したことにより、後車軸（アクスルシャフト）の堅ろう性が不足しているため、最悪の場合、車軸が折損するおそれがある。（保安基準第9条第1項に不適合）

3. 改善措置の内容

1. の範囲の自動車について、保安基準第9条第1項に適合させるための措置をとること。